

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現行、生命保険会社の組織変更に伴い社員に割り当てられた株式や、従業員持株会等を通じて取得した一定の上場株式等については特定口座に受け入れられているが、非上場会社の株主に対して、吸収合併、新設合併、株式交換及び株式移転（以下「合併等」という。）により交付された既上場会社の株式は、受け入れられていない。 ・ 特例措置の内容 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された既上場会社の株式について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること。 		
関係条文	地方税法附則 35条の2の4、租税特別措置法37条の11の3		
要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座は、個人投資家の証券市場への参加拡大を図るため、利用者の納税手続の負担を軽減する観点から設けられた制度である。 ・ 平成15年1月の制度開始以来6年半の間に、口座数は約2,000万口座（平成21年6月末時点）となり、特定口座は個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。 ・ しかしながら、非上場会社と上場会社との間の合併等は、昨年数十件実施されており、現に需要が発生している一方、非上場会社の株主に対して、合併・株式交換等により交付された既上場会社の株式等は、特定口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。 ・ 確定申告等による投資家の負担を削減するため、今回要望するケースについて、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずる必要がある。 		
減収見込額	（初年度） － （－） （平年度） － （－） （単位：百万円）		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成21年度税制改正において、同種の要望を行い、一定の要件を満たす上場株式等について特定口座への受け入れが可能となっている。		
本要望に対応する縮減案	なし		